

新たな空き家利活用促進業務に関する質疑・回答

※ 以下、次のとおり表記する。

新たな空き家利活用促進業務受託候補者選定に係る募集要項：募集要項

新たな空き家利活用促進業務委託仕様書：仕様書

問1 仕様書4(2)の「多様なステークホルダーによる議論の場の設定等」にある「議論した内容を踏まえ、新たな事業を提案すること」は4(1)における「既存住宅の市場における流通及び利活用を促進する事業」へ議論の内容を反映させるという認識でよいか。

答1 そのとおりです。

問2 仕様書4(3)「既存住宅の市場における流通及び利活用を促進する事業の先行実施」の対象は、同項目内ア～エのいずれかを対象にしたものでよいか。

答2 イ「企画提案の取りまとめ及び先行実施を行うもの」に記載の3つの項目を対象としています。

問3 募集要項5(1)(2)「提出物」について、押印欄がないが、印鑑は不要か（必要な場合は種類も知りたい。）。

答3 全ての提出物について、押印の必要はありません。

問4 募集要項5(2)イ「市民税及び固定資産税の未納がないことを証明する納税証明書の原本」について、令和3年度のみ取得、提出でよいか。

答4 令和4年度（令和3年1月1日～同年12月31日）の納税証明書の原本を提出してください。

問5 募集要項5(2)ウ「調査同意書（様式5）」について、弊社の場合、事業所が賃貸契約でビル側に確認したところ入居者向けの個別の割り当て番号がない。提出時はどのようにすればよいか。

答5 調査同意書の下部余白に「調査対象となる水道使用者名義がない。」と記載し、「対象となる京都市の水道料金・下水道使用料のお客さま番号等」欄は空欄としてください。

問6 募集要項5(2)エ「誓約書（様式6）」について、「誓約者並びにその役員及び使用人の名簿」欄の使用人とはどの範囲を指すのか。見積書に記載する担当者のみで足りるか。若しくは、実施時の参加想定メンバーも含むべきか。また、使用人が意味するところや今回記載すべき範囲について知りたい。

同様に誓約者についてもご教示いただきたい（事業者代表でよいのか。）。

答6 誓約者は、参加申込書（様式1）や見積書（様式4）に記載する法人等の代表者と一致することを想定しています。

役員は法人等の全ての役員を記載してください。

なお、使用人は、（1）営業所、事務所その他の組織の業務を統括する者や（2）営業所等において、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を指します（京都市暴力団排除条例施行規則第2条参照）。該当する者がいる場合は記載してください。

参加申込書の3「連絡先」や見積書の「担当者氏名」は、誓約書の代表者及び役員等と一致している必要はなく、本プロポーザルにおいて京都市からの連絡に応じられる担当者を記載してください。